

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 福岡市博多区上川端町 52 番地、53 番地、54 番地及び 55 番地

防火対象物の名称 祇園ビル

命令を受けた者の氏名 祇園ビル商業協同組合 代表理事 正木 計太郎

上記防火対象物については、消防法第 17 条第 1 項違反と認めるので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり命令した。

記

命令事項

令和 6 年 7 月 11 日までに、消防法令で定める技術上の基準に従い、自動火災報知設備の機能不良を改修すること。

令和 6 年 4 月 11 日

福岡市消防局長

高田 浩輝